

スポーツ紛争等の解決に関する規則

公益財団法人茨城県体育協会（以下「協会」という。）は、自らの高い公益性に鑑み、協会に関する紛争については、迅速かつ適正な解決を図るものとする。

なお、協会に関わるスポーツ振興事業及びその組織運営に関する協会が行った決定に競技者等からの不服申し立てがある場合は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

付 則

この規則は、平成26年5月29日から施行する。